

データヘルス計画（国保・後期広域）の在り方に関する検討会開催要綱

1 目的

平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定された「日本再興戦略」では、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされるなど、レセプト・健診情報等のデータ分析に基づく保健事業を実施することを推進することが求められているところである。

平成 26 年 6 月 12 日には国保について、同年 7 月 31 日には後期高齢者医療について、それぞれ「保健事業の実施計画（データヘルス計画）作成の手引き」が策定され、健康・医療情報を活用して P D C A サイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため、平成 29 年度までを第 1 期データヘルス計画期間の基本として、データヘルス計画の策定が進んでいるところである。

今後、平成 30 年度からの第 2 期データヘルス計画の策定に向けて、全ての医療保険者が保険者機能をより一層発揮し、加入者の健康の保持増進に資する取組が円滑に進むよう、現状の分析や、取組に当たっての課題を整理する等の具体的な検討を行うため、関係者の参集を得て、本検討会を開催する。

2 検討事項

- (1) 第 1 期データヘルス計画の策定に係る現状と課題について
- (2) 「保健事業の実施計画（データヘルス計画）作成の手引き」の見直しについて

3 構成

- (1) 検討会は、学識経験者、自治体、保険者関係団体等から構成し、構成員は別紙のとおりとする。
- (2) 座長は、検討会の構成員の中から選出することとする。
座長は、必要に応じ、構成員を追加するとともに、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4 検討会の運営

- (1) 検討会の議事は、率直な意見の交換を確保する必要があることから、会議を非公開とする。原則として資料を公表し、議事要旨を作成する。
- (2) 検討会の庶務は、厚生労働省保険局国民健康保険課と高齢者医療課が連携して行う。

- (3) この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、検討会において定める。

附則

この要綱は、平成 29 年 7 月 21 日から施行する。

(別紙)

データヘルス計画（国保・後期広域）の在り方に関する検討会
構成員

大島	敦子	大分県国民健康保険団体連合会
岡山	明	合同会社生活習慣病予防研究センター 代表
鎌形	喜代実	国民健康保険中央会 保健事業部 調査役
近藤	克則	千葉大学予防医学センター社会予防医学研究部門教授
斉藤	範子	栃木県日光市役所市民生活部保険年金課
崎村	詩織	東京都品川区役所健康推進部国保医療年金課
迫	和子	日本栄養士会 専務理事
佐藤	文俊	全国国民健康保険組合協会 常務理事
佐藤	操	東京食品販売国民健康保険組合 保健事業部長
澤田	由美	高知県健康政策部国保指導課
杉田	由加里	千葉大学大学院看護学研究科 准教授
高野	直久	日本歯科医師会 常務理事
津下	一代	あいち健康の森健康科学総合センター センター長
中板	育美	日本看護協会 常任理事
野本	信雄	新潟県後期高齢者医療広域連合 事務局長
羽鳥	裕	日本医師会 常任理事
古井	祐司	自治医科大学 客員教授
村山	通子	福島県東白川郡鮫川村役場保健センター
渡邊	大記	日本薬剤師会 常務理事

(五十音順、敬称略)